

# NEWS LETTER

2009年1月号 (No.127)

東京都世田谷区用賀2-14-11-4F

落合会計事務所

TEL(03)5716-6528 FAX(03)5716-6529

http://www.ochiaikaikai.com/

## こう変わる2009年度税制改正大綱のあらまし

あけましておめでとうございます。2009年度税制改正大綱のあらましをご案内します。景気の低迷を受けて減税ばかりの

改正となりました。3月中に国会の審議を経て、正式に法律になる予定です。

○…減税 ×…増税

区分	項目	時期	内容
法人税	税率の引き下げ ○	09年4月～11年3月に終了する期	資本金1億円以下の会社は、所得金額のうち800万円以下の法人税の税率を22%から18%に引き下げる。
	欠損金の繰戻し還付の復活 ○	09年2月以降に終了する期	資本金1億円以下の会社は、欠損金が発生した場合前期の法人税について、前期の所得金額に対する当期の欠損金額の割合で還付が可能。
所得税・住民税	住宅ローン控除の拡充及び延長 ○	09年～13年分	09～13年にマイホームを取得して住宅ローンがある場合、年末残高の1%を10年間税額控除。認定長期優良住宅は1.2%と優遇。09年取得では、年末残高の限度額5000万円まで最大50万円×10年、ないし最大60万円×10年になる。控除しきれない残額は住民税から控除（毎年の限度額97,500円）。
	株式配当及び譲渡の軽減税率の延長 ○	09年～11年分	上場株式の配当所得及び譲渡所得について、一律10%（所得税7%、住民税3%）の軽減税率を延長。
	土地譲渡の優遇税制の創設 ○	09年～10年取得分	09～10年に取得した土地について、将来、長期（所有期間5年超）で譲渡した場合、譲渡益から1千万円を控除する（法人も同様）。 個人事業主が09～10年に取得した土地（棚卸資産を除く）について、その後10年間のうちに他の土地を譲渡した場合は、その取得した土地の取得価額から、譲渡益の80%（10年取得分は60%）を圧縮記帳（減額）することが可能に（法人も同様）
相続税・贈与税	自社株の納税猶予制度の創設 ○	08年10月相続～09年4月贈与～	自社株を相続する場合、評価額のうち80%相当の相続税の納税を猶予（すでに保有の株式を含めて株式総数の2/3が限度）。後継者が筆頭株主になること、雇用を8割以上確保し、5年間事業を継続させることなどが必要。贈与税についても同様の制度が創設。



- (その他) ①所得税…長期優良住宅の新築、または省エネ、バリアフリー改修をおこなう場合、一定の税額控除制度が創設（自己資金でも適用可）。  
 ②法人税、所得税…所有期間10年超の事業用資産の買換えの特例（80%課税の繰り延べ）の適用期限を11年12月まで延長。  
 ③印紙税…不動産譲渡契約にかかる税率の特例を11年3月まで延長。  
 ④登録免許税…住宅用家屋に係る様々な軽減税率の適用を11年3月まで延長。  
 ⑤不動産取得税…宅地、商業地の標準税率の特例を12年3月まで延長。

(落合 孝裕)